平成２２年（フ）第４１７号
名古屋市港区宝神３丁目1308番地　第２グランドハイツ服部203号
債務者　王野　恵美
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８号
広島県福山市引野町５丁目16番16号　ダイナスティ21Ｂ―102
債務者　青木　大和
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１２９号
福岡県遠賀郡岡垣町東松原１丁目13番４号　コーポクロスロード
債務者　赤岩　秀敏
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２１０号
北九州市八幡西区南鷹見町６番56―305号
債務者　大館由紀子（旧姓松尾）
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２３６号
北九州市戸畑区天神２丁目７番23―406号
債務者　刀根　和義
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７７９号
奈良市鳥見町４丁目４番地の３　富雄団地28―202号
債務者　藤井　　清
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第４２号
奈良市法蓮町1672番地
債務者　松岡　　浩
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第１３３７号
北九州市八幡西区則松１丁目６番３号
債務者　福田　　剛
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３０号
山口市徳地上村661番地
債務者　山角　結花
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３３号
山口県防府市東仁井令町24―15　ラフィーネ華城107号室、住民票上の住所福岡県古賀市舞の里５丁目３番５号
債務者　冬野　恭子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４２号
山口市大内長野1728番地７
債務者　財部　利明
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４３号
山口市湯田温泉６丁目７番５―７号
債務者　伊藤淳一郎
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２３９号
神奈川県横須賀市久里浜６丁目13番Ｃ―201号、申立時の住所神奈川県横須賀市安浦町３丁目34番地
債務者　金子　信子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第３４５号
神奈川県横須賀市津久井１丁目20番16号　第１小林荘101
債務者　滝沢カヨ子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第４１号
神奈川県横須賀市佐原１丁目13番８号　第３麻里亜荘５号
債務者　倉橋　　環（婚姻時の姓池川）
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第４０号
青森県上北郡東北町上北南２丁目30番地205
債務者　蛯名　誠樹
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４５号
青森市大字油川字大浜84番地　コーポ山本７号
債務者　大坂　真澄
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係